

路上喫煙あきまへん

京都 繁華街一帯に規制拡大

京の繁華街で路上喫煙の禁止区域はあきまへん。京を、土産物屋や飲食店都市は、ことし夏からが並び観光客でにぎわ

う新京極など市中心部の繁華街一帯に広げる計画を進めている。

の全長は現行の7・1キから2倍超の16・3キになる。



京都市の路上喫煙禁止区域



■ 現行の禁止区域
■ 追加の指定区域
(京都市案)

これまで人通りが多い四条通や河原町通などの大通りでは規制していたが、脇道に入っていたばこを吸う人が多いため、「面」の規制に切り替えて、こうした「逃げ込み喫煙」の防止を狙う。

計画案によると、既に規制している10本の

大通りに加え、格子状に走る小さな通りも規制対象に追加。これにより約800メートル四方が禁煙となり、規制道路の全長は現行の7・1キから2倍超の16・3キになる。

市の担当者は「四条河原町や新京極などの繁華街は京都観光の象徴。今回の規制で観光客や市民の喫煙マナー向上につながれば」と期待する。市は2007年11月から通りの規制を実施。08年6月以降、違反者から過料千円を徴収している。